

なかの



Vol. 225

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (3~5月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
3月	4日(月)	11:00~12:30	広報委員会	法 人 会 館	
	4・5・6日	9:30~11:00	生活習慣病健診	中野サンプラザ研修室7F	
	5日(火)	10:30~12:00	総務組織委員会	法 人 会 館	
	6日(水)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	7日(木)	10:30~12:00	厚生共益公益事業委員会	法 人 会 館	
	//	13:00~14:00	女性部会・役員会	法 人 会 館	
	//	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンプラザ20F	
	8日(金)	10:30~12:00	税制税務委員会	法 人 会 館	
	//	18:00~19:00	青年部会・役員会	法 人 会 館	終了後：懇親会
	17日(日)	8:30集合	中野ランニングフェスタ2019	四季の森公園	
	18日(月)	17:00~17:55	理事会	中野サンプラザ11F オアシスホール	
	//	18:10~18:30	新入会員・特別研修会	中野サンプラザ11F オアシスホール	終了後：交流会
	27日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	西武信用金庫・本店8F	
	28日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
4月	1日(月)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	3日(水)	14:00~15:00	女性部会・318回研修会	法 人 会 館	
	//	15:00~15:30	女性部会・第38回定時総会	法 人 会 館	終了後：懇親会
	4日(木)	16:00~17:00	源泉研究部会・388回研修会	法 人 会 館	
	//	17:00~17:30	源泉研究部会・第44回定時総会	法 人 会 館	終了後：懇親会
	5日(金)	10:30~12:00	総務・組織委員会	法 人 会 館	
	//	13:30~15:00	監査会	法 人 会 館	
	//	16:30~17:30	青年部会・529回研修会	法 人 会 館	
	//	17:30~18:00	青年部会・第30回定時総会	法 人 会 館	終了後：懇親会
	6・7日	9:30集合	第33回中野通り桜まつり	新井薬師公園	5日：オープニングセレモニー
	9日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館	
	17日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	23日(火)	16:00~16:55	理事会	中野サンプラザ15F フォレストホール	
	//	17:00~18:00	第20回健康セミナー(講師：ブル中野氏)	中野サンプラザ15F フォレストホール	終了後：懇親会
5月	7日(火)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	8日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	9日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
	16日(木)	16:00~17:00	(第1部)第8回通常総会(社員総会)	中野サンプラザ 13F スカイホール	
	//	17:15~18:00	(第2部)感謝状贈呈式	中野サンプラザ 13F スカイホール	
	//	18:10~19:40	(第3部)懇親パーティー	中野サンプラザ 13F コスモホール	

4月23日『第20回健康セミナー』は、同封の案内をご参照の上で参加下さい。

3月号の目次 「新年賀詞交歓会が盛大に！」

2019 VOL.225

新年賀詞交歓会	2	祝 辞(内藤所長)(酒井区長)	7
中野区だより(他団体・新年会)	2	税務署だより・都税だより	8・9
(お知らせ) 無料法律相談	2	知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生)	10・11
署長講演会(小田署長)『税務署こだけ話』	4	知っとくと得情報(労務のポイント)	12
年頭所感(宮島会長) & お知らせ	5	中野区だより(成人のつどい 他) & 支部だより	12
祝 辞(小田署長)	6	行動する法人会(税制改正提言)	13
ANTENNA43『中野ランニングフェスタ2019』 ..	6	部会だより(女性部会)(源泉研究部会)(青年部会) ..	14・15
		新年賀詞交歓会(大抽選会)	16

● 表紙(写真説明)第17回フォト・コンテスト入賞『わんちゃんの花見』(古川市) ヤシマ教材(株) 片岡早苗氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集：広報委員会 印刷：友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743



新年賀詞交歓会

(平成31年1月10日(木) 於：中野サンプラザ)



大月副会長



30年度納税功労者の皆様



謝辞：大月副会長



木村副会長



フォト・コンテスト入賞者



入賞作品（ロビー）



横山副会長



税の川柳コンクール入賞者



矢島副会長



司会：新井氏



司会：宮治氏



会長と着物姿の皆様と



乾杯：鈴木顧問



小田署長と…



内藤所長と…



谷口副会長



～～～「祝賀会（懇親会）」多くの皆様に参加して頂きました～～～

中締め（盛会裏に終了!）

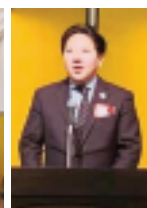
中野区だより



1/14 中野区経済四団体新年賀詞交歓会（於：日本閣）



1/23 中野区商店街連合会新年賀詞交歓会（於：中野サンプラザ）



中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!

(まずはお電話を…)

実施日時：3/6(水)、4/1(月)、5/7(火)、6/4(火)、7/3(水)、8/1(木)

13:00～17:00 (相談時間は、1案件:45分)

TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國





★ 講演会 ★

「税務署ここだけ話」

講師：中野税務署長 小田満明 様



講師の小田署長

平成31年1月10日、中野サンプラザにおいて「講演会」が行われました。

講師に、中野税務署長 小田満明様を招聘して「税務署ここだけ話し」と題して講演していただきました。

【経歴】

まず始めに、私の今までの経験を述べさせていただき、その経験を基に今考えていること等をご披露できればと思っております。

私は、38年ほど国税の職場におりますが、課税に関する経験は非常に少なく、最も長いものはコンピューターシステムに関する仕事です。国税庁で16年ほど従事しておりました。その次には、国税局で滞納処分に関する仕事に従事しており、高額・悪質な滞納者のところに赴き、財産を確認して差押をするということをやっておりました。
(～略～)

【システムとの出会い】

さて、システムに関する仕事が1番長いとお話いたしました。大学卒業後、国税の職場に入った当初はパソコンすらない時代であり、辛うじて電卓が登場しているころでした。暫くすると、国税の職場にもワープロが普及し、その後、パソコンの登場となりました。

当時の国税関係の申告書等の入力、必要な情報を入力表に転記して、1週間に1度トラックで計算センターに搬送して入力してもらうというバッチシステムを採用しておりました。

私が32歳の時の人事異動によって、K S Kシステムの開発に携わるようになり、ここで初めてシステムに本格的に触れ、今までのバッチシステムではなくオンラインシステムの仕事に従事しました。システム開発にあたり、打合せを行うのですが、相手はシステム会社であるため、当然聞いたことのない単語しか出てこず、非常に面食らいました。

しかし、メーカーにひとつひとつ教えてもらいながらやっていました。また、システム開発に従事していた時期というのは、毎年技術が変わるもので、走りながらも時代は変わっていくのを実感しました。

【国税への影響】

その後、システム関係の仕事は離れましたが、今も技術の進歩は止まらず、最近ではスマートフォンがあれば何もいらぬような時代になり、人の行動や仕事の仕方に大きな影響を与えるようになりました。

各人の必要な情報はほとんどがスマートフォンで確認できるようになり、他人との連絡手段も非常に豊富になりました。仕事の仕方においては、手元のパソコンで海外取引から代金決済までを行うことができるようになり、会社の在り方も社内に自分の机がない会社や事務所すら持たない会社が増えてきております。

税務署としては、どこかに事務所があって書類が並んでおり、必ず経理担当者がいて、そこで税務調査ができるものだと思って仕事をしてきました。しかし、技術の進歩は目まぐるしいため、我々も新しい技術に対応していかなければならず、何をどのように確認すれば実態把握ができるのか知恵を絞って考えていくことが必要となっています。

【今後の行政のあり方】

これからも、人間の価値観や行動様式は大きく変わっていくと思います。その変化に対応できるように、税務署だけではなく行政全体としてシステムを有効活用して利便性の向上を目指していかなければなりません。日本にもマイナンバーカードが導入されたため、利用できる行政サービスの範囲を徐々に広げることにより、行政側も組織を絞っていくことができると思います。そのためにはどうしても国民の皆様の理解が必要となりますので、どうぞご協力をお願いします。

新年賀詞交歓会



宮島会長の年頭の辞

平成31年1月10日(木) 中野サンプラザ

皆様、明けましておめでとうございます。

年初めのお忙しい中、小田署長様始め、中野税務署の幹部の皆様、また、多くのご来賓の皆様にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

今年のお正月は、天気も良く穏やかなお正月を迎えられたと思います。皆様、如何でしたでしょうか？

今年は亥年ですね。一般的に猪突猛進、真っ直ぐ突き進むというイメージですけれども、法人会としましては、皆様と一緒に真っ直ぐ突き進んでいきたいと思っております。

さて、昨年を振り返りますと、大変災害が多い年だったと思います。1月早々に熊本地震等、台風や地震が、様々なところで発生しました。皆様の関係者の中にも被災された方がいらっしゃるかも知れませんが、この場をお借りして心よりお見舞い申し上げます。

今年は、とにかく穏な年であってほしいと思っております。過去の亥年をネットで見ますと、結構、災害の多い年だったようです。関東大震災始め、伊勢湾台風なども亥年だったようですが、不吉な話になってしまいますので、とにかく過去の事は気にせず穏やかな1年を過ごして行ければと思っております。

さて、昨年、中野法人会は、様々な事業を展開して参りました。本部主催で、講演会や神田山緑師匠の講談、クロノゲート見学・日帰りバス研修会。また、チャリティゴルフ大会、ボウリング大会等々様々な事業を展開して参りました。また、各支部でも、独自の事業を展開して頂きました。部会では、青年部会が「租税教室」、女性部会が「税に関する絵はがきコンクール」、源泉研究部会が「税の川柳コンクール」等々、活発な事業を展開して頂きました。参加して頂いた方を始め運営にあたって頂いた皆様、本当にご苦労様でした。今年も各支部・部会が、様々な事業を展開して頂きたいと思っております。また、私は、どの会合でもお願いをしておりますが、「会員増強の件」でございます。毎年多くの方に入会をして頂いておりますが、残念ながら脱会される方も多く、結果、純増になっておりません。多くの皆様とネットワークを広げ、知識の向上や、経営者としての仲間作りに多くの方に参加して頂きたいと思っておりますので、是非皆様のご協力をお願い致します。

最後に、本日ご参加の皆様のご健勝並びにご事業の発展を祈念してご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。



～ ～ ～ ～ ～ 終了後の「慰労会」も多くの皆様に参加して頂きました ～ ～ ～ ～ ～

『第33回中野通り桜まつり』に参加予定

桜満開、晴天、無事故で大成功で！
(平成31年4月5・6・7日 於：新井薬師公園)

◆『公益社団法人・第八回通常総会』開催ご案内◆

- 日時：平成31年5月16日(木) 午後3時30分より受付 午後4時開会
第一部『通常総会』(午後4時～) 13F スカイルーム
第二部『感謝状贈呈式』(午後5時15分～) 13F スカイルーム
第三部『懇親パーティー』(午後6時10分～) 13F コスモルーム
- 会場：中野サンプラザ 1. 会費：8,000円(第三部出席者のみ)

祝 辞



中野税務署
小田 署長

明けましておめでとうございます。

御紹介いただきました中野税務署長の小田でございます。

平成31年の新春を迎え、公益社団法人中野法人会の皆様に謹んで新年のお喜びを申し上げます。

旧年中は、宮島会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、税務行政に対して、深い御理解と多大なる御協力を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種説明会・講演会等の開催はもとより、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」の開催など、租税教育活動及び税の啓蒙活動に熱心に取り組まれ、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に貢献されております。昨年7月の着任以来、様々な行事に参加させていただきましたが、平成

最後という節目の年も皆様と御一緒できることをとてもうれしく思います。

皆様の熱意あふれる会活動に対して、心から敬意を表しますとともに、今後とも公益性の高い活発な会活動を通じて、企業経営と地域社会の健全な発展のために御活躍されますことを御期待申し上げます。

さて、年も明けて、間もなく確定申告の時期を迎えます。2月18日から3月15日までの申告書作成・相談会場は、昨年同様、四谷税務署及び新宿税務署と3署合同で、JR新宿駅新南エリアの「ルミネZERO (NEWoMan (ニューマン) 5階)」に設置することとしております。この期間は中野税務署内に申告書作成・相談会場はありませんので、会員の皆様のみならず地域の皆様への周知の御協力をお願いいたします。

結びに当たり、皆様にとりまして新しい年が幸多い年となりますよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。



~~~~~ ご来賓の皆様 ~~~~~

~~~~~ 役員の皆様 ~~~~~



~~~~~ 第1支部の皆様 ~~~~~



~~~~~ パーティー会場には美味なる料理がズラリ ~~~~~

ANTENNA by NakanoHoujinkai ④3



仲間や家族と楽しめるイベントやグルメが満載! 大満足の日を遊びつくそう!



●会場案内・コース



祝 辞



中野都税事務所
内藤 所長

皆さま、明けましておめでとうございます。

東京都中野都税事務所長の内藤でございます。

本日は、公益社団法人中野法人会の「新年賀詞交歓会」にお招きいただき、誠にありがとうございます。

旧年中は、宮島会長をはじめ会員の皆様方には、都政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、当所の税務行政に対しましても、都税広報記事の会報掲載や、各種イベントでの広報協力、適正な申告納付や、電子申告の推進活動など、格別のご協力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、9月にはいよいよ、ラグビーワールドカップ2019の開催を迎えます。東京スタジアムで行われる日本対ロシアの開幕戦から、約1か月半にわたり、全国12の都市で世界トップレベルの熱戦が繰り広げられます。東京スタジアムでは8試合が行われます。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック大会も、来年と迫ってまいりました。

開催都市・東京の顔であるボランティアにも、多数のご応募をいただき、また、競技会場の整備や大会気運の醸成など準備は着実に進んでおります。大会準備を通じたバリアフリー化の進展や働き方改革の推進など、東京を持続的な成長とさらなる成熟へと導くレガシーの構築に向け進めてまいります。

また、東京都が持続的に成長を続けていくために、本年も引き続き、「人」に焦点を当て、中でも「待機児童対策」「高齢社会への対応」など、都民一人ひとりに的を当てた施策を推進してまいります。

多くの課題を乗り越え、誰もがいきいきと活躍できる東京を実現するうえで、皆様から納めていただく都税は大切な財源となります。皆様からのご協力をいただきながら、都税収入の確保に一層努めるとともに、中小企業支援対策や環境対策など、税制面からの支援も継続してまいります。

中野都税事務所といたしましても、本年も納税者の皆様の立場にたち、親切できめ細かい対応を心がけながら、適正かつ公平な税務行政の推進と、効率的な事務運営に努めてまいります。

結びに、新しい年が公益社団法人中野法人会にとりまして、更なる飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方のご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



酒井 区長

皆さん新年明けましておめでとうございます。本日は、中野法人会の賀詞交歓会にお招き頂きましてありがとうございます。

去年、実は私も、中野法人会の会員になりまして、野方に事務所がありますので、第3支部に入らせて頂きまして、総会に出席させて頂いたんですけども、本日は第3支部ではなく来賓としてお招き頂きまして誠にありがとうございます。

法人会という事で、税の啓発等に対し、皆さんには、本当にお世話になっているところでございます。「租税教室」も頻繁にやって頂いており、明後日の土曜日、北原小学校で行われる「租税教室」に、私は家が近所なものですから、宮島会長から一度租税教室は見ておいた方が良いと言われたので、見学に行く予定でございます。

さて、今年ですけれども、私が区長になって半年くらい経ちました。中野区の十年後をどういう風にしていこうかという、十年後の街の姿を描く基本構想というものを新たに作る事で、今、丁度、基本構想を議論して頂く人達、区民の委員を募集しているところでございます。一年半くらいかけて、新しい中野の街の姿を描いていきたいと考えております。

中身としては、今後の日本社会、少子高齢化がますます進んでいく中で、都市部においては高齢者の数はこれから少し増えていくという事、ピークが2045年頃という事なので、十年後より更に先になってしまいますが、そんな局面を迎えるにあたり、この街をどうやっていこう、持続可能な街としてどう盛り上げていくかという事を、多くの皆さん、それから議会の皆さんとともに、しっかり議論していきたいと思っております。

今、来年度・平成31年度の予算の最終局面という事で準備をしているところでございます。税金というのは、今後、税収が上がっていくのか下がっていくのか、難しいところではございますけれども、皆さんからお預かりした税金を大切に1円も無駄にする事なく、中野のまちづくりを進めていくために、しっかりと活用させて頂きたいと思っております。

中野法人会の皆様には引き続き、中野のまちづくりや税の啓発等についてお世話になると思いますが、どうぞ本年もよろしくお願いします。

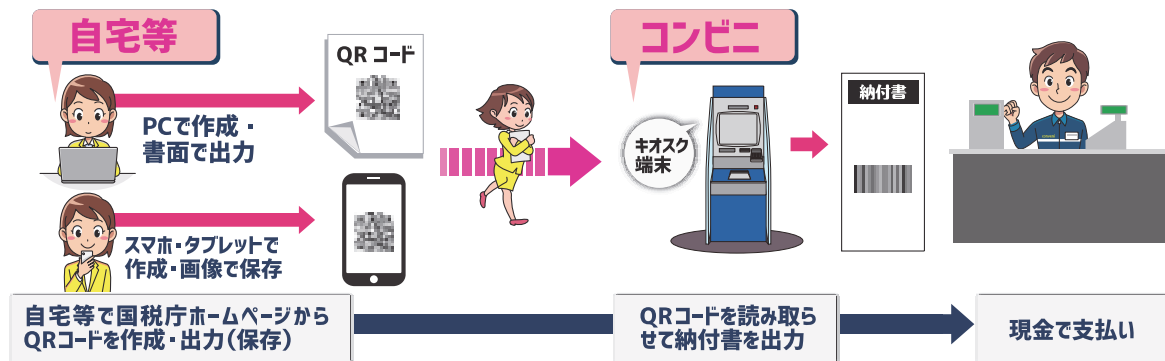
本日はお招き頂きまして大変にありがとうございます。

税 務 署 だ よ り

QRコード を利用したコンビニ納付を開始します

コンビニ納付に **新たな方法** が加わります！

平成31年1月4日から新たに『QRコード』を利用したコンビニ納付が可能となります！
お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報(氏名や税額など)を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



QRコードの作成方法については、裏面をご覧ください →

便利



納付書の取得のために税務署の窓口に出向く必要がありません！

24

利用可能なコンビニエンスストア



- ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ (いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)
- ファミリーマート (「Famiポート」端末設置店舗のみ)



利用可能税目

全ての税目

(ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)

◎ご利用に当たっての注意事項

- 納付できる金額は30万円以下となります。 ※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
- 領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)
- 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。 ※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
- QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※『QRコード』は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



税 務 署 だ よ り

平成31(2019)年度 国税専門官募集

Pride of the Specialist ～ 公平な世の中を創る、志 ～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
- 1 平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの人
 - 2 平成10年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込手続
- 1 申込方法：インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 - 2 受付期間：平成31年3月29日(金) 9時～平成31年4月10日(水) [受信有効]
 - 3 受験案内交付期間：平成31年2月1日(金)～平成31年4月10日(水) 9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
 - 4 受験案内交付場所：東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇ 試験日
- 第1次試験 平成31年6月9日(日)
第2次試験 平成31年7月11日(木)～平成31年7月19日(金)のうち指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(TEL 03-3542-2111 内線2163)までお尋ねください。

※平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。



都 税 だ よ り



中野都税事務所

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

| 法人事業税・都民税
地方法人特別税 | |
|---|--|
| 電子申告 | |
| 予定申告 中間申告 確定申告 均等割申告
修正申告 清算確定申告 等 | |
| 電子申請・届出 | |
| 法人設立・設置届出 異動届出 延長申請・届出
減免申請 連絡承認届出 等 | |
| 電子納税 | |
| 本税 延滞金 加算金
見込納付(確定申告分のみ) | |

| 事業所税
(23区内) | |
|----------------------------------|--|
| 電子申告 | |
| 納付申告 修正申告 免税点以下申告
事業所用家賃貸付等申告 | |
| 電子申請・届出 | |
| 事業所等新設廃止減免申請
みなし共同事業に関する明細 等 | |
| 電子納税 | |
| 本税 延滞金 加算金 | |

| 固定資産税(償却資産)
(23区内) | |
|-----------------------|--|
| 電子申告 | |
| 償却資産申告 | |



●eLTAXのご利用時間●

【各手続きの受付時間】平日 8時30分～24時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

●利用手続きについてのお問い合わせ●

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】0570-081459(左記の電話がつかない場合:03-5500-7010)
平日 9時～17時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

●申告内容や納税についてのお問い合わせ●

【電子申告、電子申請・届出】

- 新宿都税事務所(法人事業税・地方法人特別税・法人住民税・事業所税) ☎ 03-3369-7151(代)
- 中野都税事務所(固定資産税(償却資産)) ☎ 03-3386-1118(直通)

【電子納税】

- 中野都税事務所 徴収管理班 ☎ 03-3386-0649(直通)

●国税の電子申告・電子納税等については

e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。



知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田 1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03 (3518) 2711(代)
FAX 03 (3518) 2712
携帯 090 (2212) 0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、いつもの「税の豆知識」から少し離れて、**平成28年12月9日に成立し、同日に公布された「民間公益活動を促進するための預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金活用制度）」について説明いたします。**この法律は、国会で審議等されていた当時はマスコミに取り上げられていましたが、その後はマスコミを賑わすこともなく現在に至っているように思われます。休眠預金等については、少額預金として放置されている方も多くと思いますので、この法律の制定された背景や概要を説明いたします。

休眠預金活用制度とは？

預金者等が名乗りを上げないまま10年以上も出入金等が確認できない休眠預金等について、預金等の性質に照らし預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動並びに③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することになるもの（以下「民間公益活動」という。）を促進するために活用するという制度です。

休眠預金等に係る資金を活用する意義

- 1 我が国においては、預金者が名乗りを上げないままとなっている休眠預金等（10年間放置された預金等）は、払戻額を差し引いても毎年700億円程度（平成26年度から28年度平均）に及んでいます。
- 2 預金等は、
(1)銀行等が、決済機能、金融仲介機能及び信用創造機能という公共的な役割を果たすための原資である。

(2)預金等の保護に当たっては、信用秩序の維持という特別の公共性の観点から、預金保険制度が整備され、これを背景として、預金等の受入が行われている、

(3)広く国民が利用する、
という性格を有しています。こうしたことから、法においては、休眠預金等を預金者に払い戻す努力を尽くした上で、その残余の額について民間公益活動を促進するために活用することとしています。

休眠預金等の活用に関する基本理念

- 1 休眠預金等を、民間公益活動の促進に活用する。
- 2 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 3 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 4 大都市その他の特定の地域に集中することのないように配慮する。
- 5 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
- 6 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外する。

休眠預金等活用の流れ

- 1 **平成28. 12. 09（法律公布日）**
休眠預金移管システムの準備着手
- 2 **平成30. 01. 01（法律公布日から1年程度）**
休眠対象預金公告及び個別通知の開始
- 3 **平成31. 01. 01（法律公布日から2年程度）**
平成31. 01. 01以降、休眠預金発生
金融機関は、休眠預金等を預金保険機構に納付

する。

→預金保険機構は、事業計画の実施に必要な金額を指定活用団体に交付する業務を行う。

4 平成31年春頃

- ・指定活用団体等の指定
- ・指定活用団体の事業計画認可

→指定活用団体は、民間公益活動促進業務の実施について責任を負い、事業計画等に基づいて資金分配団体を選定し、助成、貸付け等を行う。

5 平成31年夏頃

資金分配団体に対する助成、貸付け関係業務開始

→資金分配団体は、民間公益活動を行う団体を選定し、助成等を行う。

預金者の保護

預金者であった者は、いつでも、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申し出に基づき休眠預金等代替金（元本+利子相当額）の支払請求を行うことができます。

休眠預金等活用法Q & A

Q 1 休眠預金等とは、どのような預金ですか？

A 休眠預金等とは、10年以上、入出金等のお取引がない預金等をいいます。

Q 2 休眠預金等になると、どうなりますか？

A 所定の機関に移管され、民間公益活動に活用されます。

Q 3 休眠預金等になる預貯金などの額に基準はありますか？

A ありません。

Q 4 自分の預金等が休眠預金等になっているかを知るにはどうすればよいですか？

A 取引のあった金融機関にお問い合わせください。なお、休眠預金等は、平成31年1月1日以降に発生することとなります。

Q 5 休眠預金等になりそうな預金等があるときに、何か連絡は来ますか？

A 取引などの異動が最後にあってから9年以上が経ち、移管の対象となりうる預金等がある場合には、お預けの金融機関により公告が行われます。また、1万円以上の残高については通知が郵送されます（1万円未満はありません）。



「花祭り」（別名「灌仏会」）

花祭りは、仏教の開祖であるお釈迦様の誕生日にそのお祝いをする行事のことです。お釈迦様は、紀元前7世紀～紀元前5世紀頃、インド北部にあるルンビニ園で生まれました。生まれてすぐに立ち上がり7歩歩き、右手で天を指し、左手で地を指して「天上天下唯我独尊」と言葉を発したという伝説があります。「どんな人も尊い目的を果たすために人間に生まれてきており、全ての人は平等である」という意味です。今年は4月8日（月）です。

3月の税務と労務

- ・国税／平成30年分所得税の確定申告
2月18日～3月15日
- ・国税／個人の青色申告の承認申請
3月15日
- ・国税／贈与税の申告
2月1日～3月15日
- ・国税／2月分源泉所得税の納付
3月11日
- ・国税／個人事業者の30年分消費税の確定申告
4月1日
- ・国税／1月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）
4月1日
- ・国税／7月決算法人の中間申告
4月1日
- ・国税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）
4月1日
- ・地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告
3月15日

4月の税務と労務

- ・国税／3月分源泉所得税の納付
4月10日
- ・国税／2月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）
5月7日
- ・国税／8月決算法人の中間申告
5月7日
- ・国税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）
5月7日
- ・地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
4月16日
- ・地方税／固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ・地方税／軽自動車税の納付
4月中において市町村の条例で定める日

知つとくと **(得)** 情報 = 労務のポイント = (働き方改革関連法)

1 残業時間の上限規制……事実上、上限のなかった残業時間に、上限が設定され、大企業には2019年4月1日、中小企業には2020年4月1日から適用されます。具体的には、残業時間の上限は「月45時間、年360時間」となり、超繁忙期や急な受注等でやむなくその上限を超える場合は、6カ月までは認められますが、その場合も単月100時間未満（休日労働含む）、2～6カ月の平均月80時間（休日労働含む）を上限とし、年間上限も720時間となります。この上限を超えて労働させた場合、事業主は罰則対象となり、「6カ月の懲役または30万円以下の罰金」が科されます。加えて事業主の管理職（労基法上の管理監督者）に対する労働時間把握義務（労働安全衛生法改正により2019年4月1日から施行）も重なり、組織としてのきちんとした労働時間管理体制の整備が急務となります。

2 年休取得の確実な取り組み……2019年4月以降、年10日以上有給休暇を付与されている従業員について、最低でも5日以上は有給休暇を現実に与えることが義務付けられ、年5日未満の取得にとどまる従業員については、会社が取得日を指定する等の対応が必要となります。従って、「年10日以上有給休暇を付与されている従業員」の洗い出し、有給休暇の付与要件、法定付与日数の確認と平行して就業規則の見直しが重要です。この法違反の場合も、「6カ月の懲役または30万円以下の罰金」が科されます。この法の狙いは、リフレッシュして作業効率を向上させ健康障害を防止することです。

3 同一労働同一賃金……正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイマー、有期雇用労働者、派遣労働者等）の格差是正を図る制度で、雇用形態が異なっても職務の内容や会社貢献度等が同じならば、給与、賞与も同等のものとして、不合理な格差が生じないようにする必要があり、事業主は待遇差の理由を説明することも義務付けられています。大企業には2020年4月1日、中小企業には2021年4月1日から適用されます。各社内規定の見直しが不可欠です。

活発な社会貢献活動を展開!!

2019 中野区成人のつどい

(1月14日 於：サンプラザホール)



会場のサンプラザ前



酒井区長・いいでい議長 他



実行委員の皆様



～～ イベントは盛り上がりました ～～



～～～ 会場のサンプラザ前 ～～～



会場内では…



～～ 中野駅前では“祝い餅つき大会”～～



中 野 区 だ よ り

&

支 部 だ よ り



12月20日 初心者向け“スマートフォン・LINE”講座（於：専門学校東京テクニカルカレッジ）



12月4日 第15回支部有志ゴルフコンペ（於：上野原カントリークラブ）

行動する法人会

—平成31年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成31年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）
11月7日

財政・金融・証券団体委員長 **津島 淳 氏**

| | | |
|--------|--------|--------|
| 井上 信治氏 | 坂本 哲志氏 | 城内 実氏 |
| 越智 隆雄氏 | 坂井 学氏 | 穴見 陽一氏 |
| 今枝宗一郎氏 | 大野敬太郎氏 | 鬼木 誠氏 |
| 神山 佐市氏 | 神田 憲次氏 | 工藤 彰三氏 |
| 國場幸之助氏 | 星野 剛士氏 | 山田 美樹氏 |
| 高村 正大氏 | 高木 啓氏 | 中西 健治氏 |
| 渡辺 猛之氏 | 宮本 周司氏 | 他 |



公 明 党

税制改正要望等ヒアリング
11月14日

財政・金融部会長 **竹内 譲 氏**

熊野 正士氏 杉 久武氏



中野法人会は、11月に長妻・松本・鈴貴衆議院議員、酒井区長、いでい議長に提言書を送付しました。

財 務 省

10月25日

財務副大臣 **鈴木 馨祐 氏**



左から 鈴木副大臣

国 税 庁

表敬訪問 12月6日

長 官 **藤井 健志 氏** 次 長 **並木 稔 氏**
課税部長 **重藤 哲郎 氏**



左奥より 重藤課税部長、藤井長官、並木次長

中小企業庁

10月22日

長 官 **安藤 久佳 氏**
事業環境部長 **木村 聡 氏**



右奥から 安藤長官、木村事業環境部長

部 会 だ よ り

《女性部会》

◆税に関する絵はがきコンクール展示一覧◆

| 展示場所 | 展示期間 |
|-------------------|---------------------------|
| 中野区役所1階ロビー | H30.12.10(月)～H30.12.14(金) |
| 中野マルイ2階展示スペース | H30.12.11(火)～H31. 1.11(金) |
| 中野サンブラザ1階イベントスペース | H31. 2.18(月)～H31. 2.25(月) |
| 西武信用金庫本店 | H31. 1.15(火)～H31. 3.29(金) |
| 西武信用金庫中野北口支店 | H31. 1.15(火)～H31. 3.29(金) |
| 西武信用金庫南中野支店 | H30.12.18(火)～H31. 4. 1(月) |



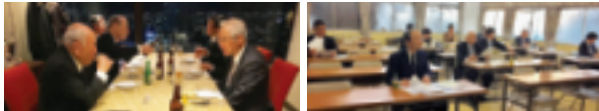
(於：西武信用金庫中野北口支店)



高野部会長

《源泉研究部会 第386回研修会》並びに

◆『新年初顔合わせ会』を開催◆ ～ 平成30年度分・確定申告について ～

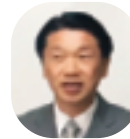


12月6日：役員会を開催（於：日本閣） ～ 1月9日 皆様、真剣に～
「第386回研修会」が1月9日、法人会館において開催されました。始めに、安藤部会長が挨拶、続いて本間第2 統括官、小野塚上席より挨拶がありました。

その後、個人課税・松田上席より「サラリーマンの確定申告」について説明して頂きました。配



安藤部会長



本間統括官様



小野塚上席様



講師：松田上席

偶者特別控除、扶養控除、医療費控除、寄附金控除等、基本的な事もめ分かり易く丁寧に説明して頂きました。



1月9日（於：中野サンブラザ）

又、参加者だけにという事で「e-TaxのID・パスワード（PW）方式による申告」について希望される方に、身分証明書をご持参頂き、実際にやって頂きました。

《青年部会 第522回研修会》

◆ 基本に忠実に… !! ◆ ～ 租税教室・講師養成研修 ～



12月7日 参加された皆様全員が講師候補です

12月7日、「第522回研修会」が法人会館で行なわれました。講師に、渋谷税務署広報公聴官・齊藤氏を招

聘して、「租税教室・講師養成講座」が行なわれました。

初めての方も多く参加して頂き大盛況でした。



安田部会長



講師：齊藤公聴官



～～～～ 12月7日（於：月忠） ～～～～



◆租税教室事前デモンストレーション◆



～～～～ 1月11日（於：法人会館） ～～～～

◆東法連・青連協◆（広報活動&キッズニア東京）



11月13日 山手線一周税務広報活動（2名参加）



11月14日 小池都知事が！

◆「新年初顔合わせ会」を開催◆

（1月18日 於：ウエストフィフティースード・日本閣）



安田部会長



木村副会長



矢島副会長



～～～ 終始和やかに～～～

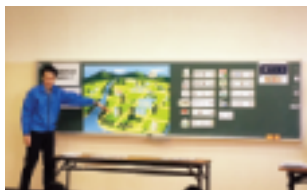
活発な社会貢献活動を展開!!

青年部会独自で“租税教室”を実施!(1月12日 酒井区長も!)

12月8日(土) (区立江古田小学校6年1・2組(クラス別))



講師: 吉永氏・米持氏



アシスタント: 安田氏・宮下氏



税金カルタ: 竹下氏・柴野氏



最後の挨拶: 宮治氏

1月12日(土) (区立江原小学校6年1・2組(クラス別))



講師: 吉永氏・安田氏



アシスタント: 根本様・吉田氏



税金カルタ: 新井氏



最後の挨拶: 宮治氏

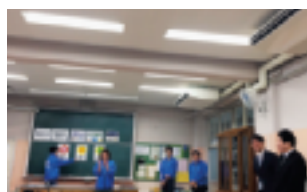
1月12日(土) (区立北原小学校6年1・2組(合同))



講師: 根本様



アシスタント: 安田氏・吉永氏・大滝氏



税金カルタ: 竹下氏

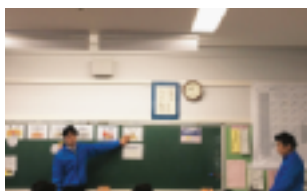


最後の挨拶: 柴野氏

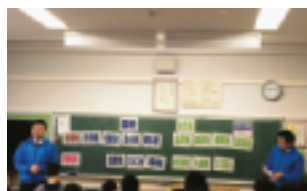
1月12日(土) (区立緑野小学校6年1・2組(クラス別))



講師: 米持氏・内山氏



アシスタント: 鳥居氏



税金カルタ: 滝口氏



最後の挨拶: 滝口氏

1月12日(土) (区立上高田小学校6年1組)



講師: 山田様



アシスタント: 渡邊氏・佐野氏



税金カルタ: 柴野氏



最後の挨拶: 竹下氏

1月21日(土) (区立桃花小学校6年1・2・3組(クラス別))



講師: 米持氏・根本様



アシスタント: 山田様・加藤氏・小高氏



税金カルタ: 滝口氏・新井氏・柴野氏



最後の挨拶: 宮治氏・竹下氏

大抽選会，喜びの笑顔・・・

